

一般競争入札公告

沖縄県下水道事務所で使用する業務用自動車の賃貸借契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 11 日

沖縄県下水道事務所長 宮里 政規

1 競争入札に付す事項

- (1) 件名 業務用自動車賃貸借契約（R7-3）
- (2) 借り入れる車種等の名称、数量並びに機能等及び業務の内容 仕様書による
- (3) 賃貸借期間 令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日まで（60 か月）
- (4) 車両の納入場所 那覇浄化センター（那覇市西三丁目 10 番 1 号）

2 入札及び契約に係る特記事項

この競争入札に係る契約（以下「本契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年沖縄県条例第 56 号）第 2 条第 1 号の規定に基づく長期継続契約であり、前記 1 (3) の契約期間に関わらず、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る県の歳入歳出予算に減額又は削除があった場合には本契約を解除する。

3 入札参加資格の要件

この競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和 7 年 6 月 1 日現在において営業年数が 3 年以上ある者
- (2) 沖縄県内に本社、支店又は営業所を有する者
- (3) 沖縄県内の営業拠点に課せられる消費税及び地方消費税、都道府県税に滞納がない者
- (4) 業務用車両の複数年賃貸契約に関し実績がある者

4 入札に参加することができない者

次に掲げる者は、この競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する者で、知事が定める入札参

加停止期間を経過していない者

- (3) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者
- (4) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日及び入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く。）
- (6) 次に掲げるものに該当するもの
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という）
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの

5 入札参加資格登録の申請方法

この競争入札に参加を希望する者は、次の関係書類を指定期限までに指定場所に提出すること。関係様式は沖縄県下水道事務所ホームページに掲載する。

なお、この競争入札のほか同日付別の自動車賃貸借に係る競争入札に参加を希望する場合、別件の(1)②から⑤までの提出書類は本件の提出書類の写しをもって代えることができ、(1)⑥については提出を要しない。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格登録申請書（第1号様式） 1部
（支店、営業所等で申請する場合は、本社、本店からの委任状を添付すること。）
- ② 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【写し可】 1部
（法人の登記事項証明書で、沖縄県内に本社、支店又は営業所を有することが判別できない場合には、その旨を証する書類を添付すること。）
- ③ 県税（全税目）について滞納がないことを証する証明書【原本】 1部
- ④ 消費税について未納がないことを証する証明書【原本】 1部
- ⑤ 契約実績表（第2号様式）、添付する契約書写等 1部
- ⑥ 郵便切手（94円分）を貼付した返信用封筒（長3） 1部
※ ②、③及び④については、申請時点で交付から3か月以内のものに限る。
※ ⑥については、宛先に申請者の住所・商号等を記入すること。

(2) 提出期限

令和7年6月18日（水）14時必着（直接持参又は簡易書留）

※直接持参は、平日9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日は持参不可）

(3) 提出場所及び問い合わせ先

沖縄県下水道事務所庶務班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐三丁目 12 番 1 号

電話番号 098-898-5988

(4) 本入札に係る資料の取り扱い

- ア 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。
- イ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかり、入札参加資格の要件が確認出来ないときは、入札参加資格なしとする。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- オ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。

6 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 6 月 25 日（水）までに郵便により通知する。

7 入札参加資格の有効期間

この公告に基づく入札参加資格を確認した日から契約締結日までとする。

8 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問は、次の指定期限までに指定の様式で行うこと。

① 質問期限及び提出場所

- ① 質問期限：令和 7 年 6 月 13 日（金）12 時
- ② 提出場所：5 (3)と同じ

(2) 質問回答

令和 7 年 6 月 18 日（水）12 時までに沖縄県下水道事務所ホームページに掲載する。

9 入札の日時及び場所

入札に参加しようとする者は、以下の日までに入札書を持参すること。郵送、電報及び電送による入札は認めない。

- (1) 入札日：令和 7 年 7 月 2 日（水）14 時
- (2) 提出場所：沖縄県下水道事務所庶務班（宜野湾市伊佐三丁目 12 番 1 号）

10 入札の方法

- (1) 入札金額は、賃貸借期間（60 か月）における賃貸借及び点検等業務に要する一切

の費用を含めた額（消費税抜き）とする。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金

この競争入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条第 1 項の規定により、見積もる契約金額を賃貸借期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、同条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

納付方法及び還付等については別紙「入札保証金説明書」を参照すること。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- (5) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (6) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 予定価格以内で最低の同価格をもって申込みをした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 入札は再入札を含めて 3 回までとする。

14 契約の締結

落札者の決定後、7 日以内に賃貸借契約を締結しなければならない。ただし、契約

担当者が特に指示したときは、この限りでない。

15 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項の規定により、契約金額を賃貸借期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

16 本公告の配布資料

- (1) 一般競争入札公告
- (2) 【公告別紙】入札保証金説明書
- (3) 【資料 1】仕様書
- (4) 【資料 2】契約書案
- (5) 【資料 3】入札参加資格登録申請、入札関係様式（質問書様式含む）

17 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この競争入札参加に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 入札参加にあたっては本公告、配付資料及び沖縄県土木建築部入札心得を熟読した上で臨むこと。